

平成28年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

資料 1 - 2

〔訪問看護〕

1 訪問看護計画書の作成

訪問看護計画書は、主治の医師の指示を踏まえて作成しなければならないが、主治の医師の指示内容の一部が、訪問看護計画書に反映されていなかった。

→ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて作成しなければならないとされていますので、十分御注願います。

【条例第75条第1項】

【省令第70条第1項】

2 緊急時訪問看護加算

特別管理加算を算定する状態の利用者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算の算定が認められているが、1月以内1回目の緊急時訪問について、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないが、算定している事例があった。

→ 加算の算定要件を関係通知等で確認していただき、報酬請求を行ってください。

【老企第36号第2の4（15）③】

3 看護師等の員数

訪問看護ステーションの人員換算において、管理者が訪問看護職員を兼ねている場合、常勤換算上、管理者として勤務している時間数を訪問看護職員として勤務している時間数とを区分して換算しなければならないところ、管理者業務の時間を訪問看護職員常務の時間に計上していた。また、常勤訪問看護職員の残業時間数も同様に計上していた。

→ 管理者が当該訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事している場合、常勤換算において、管理者業務をしている時間と、看護職員としての業務を行っている時間を分けて計算してください。

また、常勤看護職員の時間外勤務は人員換算できません。

常勤換算方法を十分に確認し、人員については基準を下回ることはないよう計画的な管理を行い、常時適切に配置してください。

【条例第66条第1項第1号】

【省令第60条第1項第1号】

4 訪問看護計画書の作成

居宅サービス計画の訪問看護に関係する部分に変更になったが、訪問看護計画書は変更していない事例があった。

→ 居宅サービス計画書の内容に沿った訪問看護計画書を作成し、その訪問看護計画書に基づき訪問看護を行わなければなりませんので、居宅サービス計画のうち訪問看護サービスに影響がある部分に変更になった場合、訪問看護計画書も変更してください。居宅サービス計画書との整合性について十分御注意願います。

【条例第75条第2項】

【省令第70条第2項】

5 訪問看護費

前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（20分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算する必要があるが、合算せずにそれぞれ訪問看護費を算定している事例があった。

→ 上記の場合は、それぞれの所要時間を合算した時間数の所要単位を算定しなければなりません。報酬請求に当たっては、関係通知等をよく確認し、請求してください。

【老企第36号第2の4(3)②(一)】

※条例

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

※省令

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

※老企第36号

平成12年3月1日付け老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知

平成28年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

〔通所リハビリテーション〕

1 リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ

新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていることとされているが、1月以上経過した日に訪問した事例があった。

→ 指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問してください。また、利用者の体調不良などのやむを得ない事情により居宅を訪問できなかった場合については、通所開始日から起算して1月以降であっても、体調不良等の改善後に速やかに利用者の居宅を訪問することで当該加算を算定できますが、その場合、訪問できなかった理由等の記録を整備してください。

【大臣基準告示25イ(3)】

【平成27年度介護報酬改定Q&A（VOL2）問23】

2 口腔機能向上加算

当該加算の算定に当たっては、利用開始時に、多職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成することとなっているが、多職種共同で作成したことに関する記録が不明確であった。

→ 当該加算の算定要件に、利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成することとなっております。多職種共同で作成したという記録を整備してください。

【大臣基準告示30ロ】

3 運動器機能向上加算

当該加算の算定に当たっては、利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同（多職種共同）して、運動器機能向上計画を作成し、当該計画に基づくサービスの提供前に利用者に分かりやすい形で説明し、同意を得なければならないとなっているが、サービス提供前に説明し同意を得た記録が不明確であり、また、多職種共同で作成された記録も不明確な事例があった。

→ 運動器機能向上計画については、利用者への説明と同意を必ず得て、同意を得た記録を整備してください。

また、利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、多職種が共同して運動器機能向上計画を作成することとなっておりますので、多職種共同で作成したという記録を整備してください。

【平成18年老計発第0317001号、
老振発第0317001号、
老老発第0317001号
別紙1 第2の7 (2)】

4 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針

医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者は、診察又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないとされているが、介護予防通所リハビリテーション計画が不明確な事例があった。

→ 介護予防通所リハビリテーション計画書の作成が義務付けられています。なお、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならないため御注意ください。

【介護予防条例第128条第1項】
【省令第35号第125条第1項（老企第25号第4の三の7の(2)の①)】

※介護予防条例

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

※省令第35号

指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

平成28年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

〔介護老人保健施設〕

1 基本方針

脱衣所の扉を開け放して利用しており、廊下から見える状態のため、プライバシーに配慮し、適切な方法により入浴させること。

→ 上記の件について、プライバシーに配慮した対策を必ず実施してください。

【条例第34号第3条第2項】

【省令第40号第1条の2第2項】

2 看護及び医学的管理の下における介護

1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行うこととされているが、入浴の記録が一部しか確認できない事例があった。

→ 提供したサービスについては、実施記録を必ず整備してください。

【条例第34号第21条第2項】

【省令第40号第18条第2項】

3 開設許可事項の変更

開設許可事項の変更の事務手続をしないで、部屋の用途を変更している事例があった。

→ 施設及び構造設備の変更について、必ず事前に開設許可事項変更申請を行ってください。

【介護保険法第94条第2項】

4 施設サービス計画の作成

再入所した利用者の初回の施設サービス計画をサービス担当者会議を経ずに作成した事例があった。

→ 退所後（サービス終了後）に入所した場合は、新規入所ですので、施設基準及び条例に定められた手順に基づき、施設サービス計画を作成しなければなりません。

その際の記録（サービス担当者会議を開催した際の議事録）を整備してください。

【条例第34号第17条第6項】

【省令第40号第14条第6項】

※条例第34号

旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

※省令第40号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

平成28年度実地指導における主な指導事項 [旭川市保健所実施分]

〔介護療養型医療施設〕

1 指定基準

介護保険を適用する患者の病室に一般病床の患者が入院していた。また、介護療養型医療施設の指定を受けた病室に一般病床の患者が入院していた。

→ 指定を受けた病室に入院するように運用してください。

【旧介護保険法第8条第26項】

2 事故発生の防止及び発生時の対応

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合については、医師がその記録を診療録に記載しなければならないが、記録の一部に不備がみられた。

→ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を主治医が診療録に記載しなければならないとされておりますので、主治医が診療録に記載するようお願いいたします。

【省令第41号第14条第5項】

【条例第35号第16条第5項】

※旧介護保険法

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法

※省令第41号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

※条例第35号

旭川市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

担当 保健所保健総務課医療薬事係
0166-25-6354